

「宍粟市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」の考え方(案)

趣旨

全ての市民が、性的指向(※1)、性自認(※2)にかかわらず、誰もが自分らしく生き、互いを認め合い一人ひとりの人権が尊重されるまちの実現をめざし、パートナーシップ・ファミリーシップ(※3)制度を創設します。

※1 性的指向 異性を対象とする異性愛、同性を対象とする同性愛、男女両方を対象とする両性愛、いずれも対象としない無性愛等の人の恋愛や性愛がどのような性を対象とするかを示す概念をいう。

※2 性自認 自分が男性又は女性であるか、その中間であるか、そのどちらでもないか、流動的であるか等の自らの性に対する自己認識をいう。

※3 パートナーシップ・ファミリーシップ 互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、協力し合う継続的な2人の関係にある者をいう。この場合において、当該パートナーの一方又は双方に子又は親がおり、かつ、当該子又は親の氏名を届出書に記載したときは、当該パートナーが当該子又は親を家族として生活することを約することを含むものとする。

概要

お互いを人生のパートナーとして日常生活において継続的に協力し合う関係であることを市に届け出ると、市から「パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理証明書」を交付する制度です。また、お二人のどちらか一方と生計を同じくする子どもや親等がいる場合には、家族として協力し合う関係であることを届け出ることができます。

この受理証明書を活用することで、法律等で対象者が規定されている場合を除いて、配偶者や家族を対象とする各種行政サービスの適用を受けることができるようになります。

この制度は法律上の権利・義務を生じさせるものではありませんが、届出されたお二人が互いに人生のパートナーとして、自分らしく安心して暮らせるように、市として応援するとともに、この制度を通じて多様性が尊重される社会の実現をめざすものです。

対象

○パートナーシップ

届出をされるお二人が、以下のすべての要件を満たす必要があります。

- 1 民法第4条に規定する成年に達していること。
- 2 配偶者がいないこと。
- 3 届出をしようとする者のいずれかが市内に住所を有していること。
- 4 相手方以外の者とパートナーシップ等を形成していないこと。
- 5 届出をしようとする者同士が近親者でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

○ファミリーシップ

パートナーシップの届出者の双方又は一方の者と共に暮らす未成年の子ども、親等の近親者

必要な書類

- 1 住民票の写し
- 2 個人番号カード、運転免許証その他の官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等で顔写真が貼付されているもの
- 3 戸籍個人事項証明書又は戸籍全部事項証明書、婚姻要件具備証明書その他配偶者がいないことを証する書類
- 4 その他市長が必要と認める書類

交付する書類

パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理証明書を交付します。

受理証明書の返還

パートナーシップが解消された場合など、対象の要件に該当しなくなったときは、受理証明書を市長に返還していただきます。

通称名の使用

特に理由があると認められる場合は、日常生活において用いている通称名を使用することができます。

周知

市は、市民及び事業者が受理証明書の交付の趣旨を理解し、公平かつ適正な対応が行われるよう制度の周知に努めます。

導入時期

令和6年4月1日予定